

「亀岡市子ども・子育て会議」委員 募集要項

亀岡市においては、亀岡市子ども・子育て会議条例に基づき「亀岡市子ども・子育て会議」を設置するとともに、「亀岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、住民に最も身近な市町村が幼児期の学校教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、認定こども園・幼稚園・保育所などの整備をはじめ、子ども・子育て支援施策を計画的に進めているところです。

当計画の推進に必要な事項や、施策の実施状況等、様々な課題の検討を進めるため、今後も「子ども・子育て会議」で、各分野の関係者や市民の皆様から幅広くご意見をいただくことにしております。

この度、現在の委員の任期（委嘱期間）満了に伴い、亀岡市子ども・子育て会議委員として会議に参加し、ご協議いただく市民委員を、次のとおり募集します。

- 1 応募資格 次に掲げる全ての要件を満たす人
 - （１）亀岡市内に在住で、満１８歳以上（令和７年１０月２日現在）の人
 - （２）亀岡市の審議会などの公募委員に２件以上就任していない人
 - （３）市議会議員および本市の職員でない人
 - （４）子育て中の人、子育て経験のある人、または子育てサークルで活動しているなど子ども・子育て分野に関心がある人
 - （５）平日の日中に開催する会議に出席可能な人
- 2 募集人数 ２人
- 3 内 容 会議に出席していただき、亀岡市の「子ども・子育て支援事業計画」の進捗などに対するご意見やご提言をいただきます。
(会議は必要に応じて年１回～３回程度開催予定（平日日中）)
- 4 報 酬 条例の規定に基づき、会議の出席ごとに委員報酬を支払います。
- 5 任 期 委員委嘱の日（令和７年１１月中旬予定）から２年間
- 6 選考方法 書類審査による選考のうえ決定し、結果は応募者全員に通知します。
- 7 応募期限 令和７年１１月１２日（水）＜必着＞

- 8 応募方法 市役所1階市民情報コーナー、または子育て支援課（保健センター2階窓口）で配布する所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、持参、または電子メールでお申し込みください。なお、応募用紙は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ※応募用紙は、亀岡市のホームページからもダウンロードできます。
- また、連絡をいただければ郵送します。

9 応募・問い合わせ先

〒621-0805

亀岡市安町釜ヶ前82番地

亀岡市こども未来部子育て支援課 子どもファースト推進係

電話 0771-25-5126（直通）

e-mail fukusi-soumu@city.kameoka.lg.jp